

公的施策による世代間の移転

野 口 悠紀雄

I はじめに

社会保障についての古典的なイメージは、異なる所得階級間での所得再分配であるが、最近では、世代間の再分配機能の重要性が増している。事実、労働年齢人口から老年者への移転を直接の目的とする公的年金の給付は、社会保障給付のなかで最大のシェアを占めるにいたっている。

ところで、この問題を考える場合に、つぎの3点に留意する必要がある。第1は、財政を通じる世代間移転は、公的年金のみによってなされるのではないということである。これ以外に、公債の発行と償還、税制改革などが、世代間の移転を引き起こす。第2は、財政による世代間の移転のみを取り出して考えるのではなく、それらの経済活動に対する影響を考慮する必要があるということである。とりわけ、資本蓄積に対する影響が重要である。第3に、遺産との関連を考慮する必要がある。財政による世代間移転は、家計内での移転、すなわち遺産によって相殺される場合がありうる。以下、本稿においては、こうした問題を念頭におきつつ、財政制度を通じる世代間移転について考察を進めることとする。

さて、こうした問題を分析するには、ライフサイクル・モデルとよばれるモデルが有用な手段となる。このモデルでは、個人の一生を、若年期と老年期に区別する。個人は若年期に労働して賃金所得を得る。この一部は消費されるが、残りは貯蓄される。人々の貯蓄した資産は、生産活動における資本として使われる。人々は老年期には退職

し、資産を次の世代に売却して消費を賄うものとされる。

ここで、議論を単純化するため、若年期（労働期）と老年期（退職後期）の長さは等しいとしよう。第 i 世代が若年期にある時点を第 i 時点とよぶこととすれば、この仮定により、第 i 時点には、若年期にある第 i 世代と、老年期にある第 $(i-1)$ 世代とが共存することになる。また、利子率はゼロであるものと仮定する¹⁾。さらに、IVまでの議論では、遺産の存在を無視する。

II 公債による世代間の移転と 資本蓄積への影響

財政を通じる世代間移転が最も明瞭な形で表われるのは、公債の発行や償還が行われる場合である。そこで、公的年金の議論に先立ち、この問題を取り上げよう。

以下では、次の2つのケースを考える。ケース1：財政支出がすべて税によって賄われる場合。ここで、税は、若年期の労働所得に対して課されるものとし、その額を1人あたり t とする。ケース2：財政支出はケース1と同額で、第2時点においてのみ財源が公債で賄われ、第5時点における増税でそれが償還される場合。

まず、世代別の生涯可処分所得をみよう。財政活動が存在しない場合の各世代の代表的個人の生涯可処分所得は、労働所得 w であるが、ケース1では、それが、 $w-t$ に減少する。ケース2では、公債発行時点において若年期にある世代（第2世代）は税負担を免除され、公債償還時に若年期に

ある世代（第5世代）が余分の負担を負う。ここで各世代の人口が等しい（人口成長率がゼロ）としよう。以下では、簡単化のため、各世代の人口を1とする。すると、第2世代の生涯可処分所得は w となり、第5世代のそれは $w-2t$ となる（他の世代は、ケース1と同様 $w-t$ ）。したがって、第5世代から第2世代に対して、 t 単位の移転がなされるわけである。

では、経済全体の資源配分はどのようにになっているであろうか。いま、 c を生涯可処分所得のうち若年期に消費される比率とし、 C_y , C_o を、各時点における若年世代と老年世代の消費としよう。ケース1では、各時点において、 $C_y=c(w-t)$, $C_o=(1-c)(w-t)$ であり、したがって、消費支出の合計は $w-t$ になる。この場合には、政府支出が t だけあるので、経済全体の支出は、所得（＝生産量） w に等しくなっている²⁾（なお、ここでは静態的な経済を仮定しているため、資本ストックの水準は時間を通じて一定であり、したがって投資はゼロであることに注意）。

ケース2では、第2世代の生涯可処分所得が公債発行のない場合に比べて t だけ増加するから、それがあらかじめ知られているとすれば、第2世代の消費は、第2時点に ct 増加して cw となり、第3時点には $(1-c)t$ だけ増加して $(1-c)w$ となる（表1参照）。また、第5世代の生涯可処分所得は、 t だけ減少するから、消費は第5時点に ct だけ減少して $c(w-2t)$ となり、第6時点には $(1-c)t$ だけ減少して $(1-c)(w-2t)$ となる。したがって、消費支出と政府支出の合計は、定常状態では w であるが、第2, 3時点ではそれより ct , $(1-c)t$ だけ多く、第5, 6時点ではそれより ct , $(1-c)t$ だけ少

なくなっている。ところで、経済全体の生産量は w で一定であるから、 w をこえる支出を賄うためには資本ストックが取り崩されているわけであり、逆に支出合計が w を下回っている場合には、資本ストックが積み増しされていることになる。つまり、当初の資本ストックを K とすれば、第1時点以降の資本ストックの推移は、 K , $K-ct$, $K-t$, $K-t$, $K-(1-c)t$, K となる（表1参照）³⁾。

このように、公債の発行は、世代間の移転や資源配分の変化をもたらすが、経済全体としての支出合計には影響を与えない。これは、公債の発行、償還によって生産活動が直接に影響を受けることはないし、また公債が内国債であるかぎり、その発行によって資源が海外から流入したり償還によって流出したりすることはないことを考えても明らかである。したがって、公債の発行は、経済全体としての負担を後時点に移転させることはない。この意味で、公債は、家計の借入とは本質的に異なる。これは、1950年代にサミュエルソンやラーナーによって指摘された点である。

しかし、公債発行によって資源配分が変化することは、間接的に後世代に影響を与える。それは、すでにみたように、資本ストックが変化するからである。これまでの説明では、各世代の労働所得は w で一定であるとした。しかし、厳密には、これは正しくなく、資本ストックが減少すれば、後の時点における生産量は減少するわけである。したがって、後世代は、生産活動から得られる所得が減少するという意味において、負担を負う。このような意味での“公債の負担”が存在することは、Modigliani (1961) によって指摘された。

表1 公債発行による資源配分の変化

時 点	若年者消費 C_y	老年者消費 C_o	政府支出 G	小 計 C_y+C_o+G	資本蓄積 DK	資本ストック K
1	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	K
2	cw	$(1-c)(w-t)$	t	$w+ct$	$-ct$	$K-ct$
3	$c(w-t)$	$(1-c)w$	t	$w+(1-c)t$	$-(1-c)t$	$K-t$
4	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	$K-t$
5	$c(w-2t)$	$(1-c)(w-t)$	t	$w-ct$	ct	$K-(1-c)t$
6	$c(w-t)$	$(1-c)(w-2t)$	t	$w-(1-c)t$	$(1-c)t$	K
7	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	K

Ⅲ 公的年金による世代間の移転

財政制度のなかには、公債以外にも、世代間の移転をもたらすものがある。その典型的なものは、賦課方式で運営される公的年金である（積み立て方式の年金では、保険料収入と年金給付の現在値を各世代ごとに均等化するように両者の関係を定めるので、世代の可処分所得は影響を受けない）。以下では、まず世代間移転が生ずるメカニズムを明らかにし、つぎに資本蓄積との関連を考えることとする。

<制度改革によって生ずる移転>

最初に、各世代の人口が等しく、また年金水準が一定に保たれているような定常状態を考えよう。このとき、老人1人あたり1単位の年金を給付するには、若者は1人あたり1単位の保険料を負担する。ある一時点をとってみれば、若者から老人に対して移転がなされるものの、個人の一生を通じてみると、若年期に親世代に渡したのと同額の移転を子世代から受けるので、生涯可処分所得は、年金のない場合に比べて変化しない（この場合、年金は、“数理的にフェアである”——actuarially fair——という）。

上では、定常状態を想定した。しかし、制度改革時点を明示的に取り上げてみると、その近傍の世代の生涯可処分所得は、変化しているのである。いま、第3時点（第2世代が老年期にあり、第3世代が若年期にある時点）において、 t の規模の年金制度が導入されたものとしよう。第2世代の生涯可処分所得は、この改革によって t だけ増大する。なぜなら、若年期において保険料を支払わなかったにもかかわらず、退職後に t の給付を受けるからである。つぎに、第6時点（第5世代が老年期にある時点）において、年金制度が廃止されたものとしよう。第5世代の生涯可処分所得は、この改革によって t だけ減少する。なぜなら、若年期において保険料を支払ったにもかかわらず、退職後には給付を受けられないからである。こうして、第5世代から第2世代に対する移転がなさ

れることになる。

これは、Ⅱでみた公債発行と償還に伴う世代間移転と全く同じものである。したがって、賦課方式年金の導入と廃止は、それぞれ、公債の発行および償還と同一の経済的意味をもつといえる。なお、以上では、年金制度の導入と廃止の場合をみたが、給付（＝保険料）の水準が変更される場合にも、全く同様のことが生ずることが、直ちに確かめられる⁴⁾。

さて、年金の場合には、公債の場合とは若干異なる事態が生ずる。それは、他の世代の負担なしにある世代の生涯可処分所得を増大させることである。例えば、上の例で、もし、第6時点以降も年金制度が維持されるならば、第5世代に相当する世代は、無限の将来に先送りされる。したがって、いかなる世代も余分の負担を負うことなく、第2世代の生涯可処分所得が増大するのである。これは、一見して、“無から有を生み出す”魔術のようにも思われよう（公債の場合、償還がない“永久公債”もありうるが、通常は、いずれかの時点において償還がなされる。しかし、年金については、永久公債に相当するものが通常の姿である）。こうした評価がはたして正しいか否かは、後に再び検討する。

<人口構造の変化により生ずる移転>

以上では、年金制度の改定によって世代間移転が生ずることをみた。年金制度が一定であっても、世代によって人口が異なるなら、やはり世代間移転が生ずる。いま、表2に示すように人口が変化するとしよう。すなわち、定常人口は1であるのに対し、第3世代から第5世代のみ人口が2になるとする（以下、この世代を“団塊世代”と呼ぶ）。

表2 人口構造の変化と世代間移転
(保険料固定の場合)

世 代	人 口	保 険 料	給 付	純給付
1	1	t	t	0
2	1	t	$2t$	t
3	2	t	t	0
4	2	t	t	0
5	2	t	$0.5t$	$-0.5t$
6	1	t	t	0

表3 人口構造の変化と世代間移転
(給付固定の場合)

世 代	人 口	保険料	給 付	純給付
1	1	t	t	0
2	1	t	t	t
3	2	$0.5t$	t	$0.5t$
4	2	t	t	0
5	2	t	t	0
6	1	$2t$	t	$-t$
7	1	t	t	0

いま、1人あたり保険料を t に固定すると、1人あたり給付は、定常状態では t であるが、第2世代は団塊世代に養われるため $2t$ の給付が受けられ、第5世代は次の世代の人口が減少するため、給付が $0.5t$ となる。

したがって、ネットの給付（給付－保険料）は、定常状態では0であるが、第2世代では t となり、第5世代ではマイナス $0.5t$ となる。こうして、第5世代から第2世代に対して移転が行われることになる。これは、表1で示した公債発行と償還による移転や、上でみた制度改定による移転と全く同じものである（なお、第5世代人口は第2世代人口の2倍であるから、移転の収支は等しいことに注意）。

給付が t に固定される場合には、1人あたり保険料は、定常状態では t であるが、第3世代は団塊世代の最初にあるため負担が薄められて $0.5t$ となり、第6世代は団塊世代を養うために多額の負担を強いられて $2t$ となる（表3参照）。したがって、ネットの給付は、第3世代が $0.5t$ 、第6世代がマイナス t となり、第6世代から第3世代に対して移転が行われることになる⁵⁾。

いずれにせよ、人口が増加する時点の近傍にいる世代が移転を受け、人口が減少する時点——すなわち、社会が高齢化する時点——の近傍にいる世代が、余分の負担を負うことになる⁶⁾。

前に、他の世代に負担をかけることなくある世代の所得が増大する場合があることを述べた。人口が変化する場合にもこれが生ずる。例えば、表2において、第6世代以降も人口が2に維持されるものとしよう。この場合には、第5世代に相当する世代は、無限の将来に先送りされる。した

がって、いかなる世代も余分の負担を負うことなく、第2世代の生涯可処分所得が増大するのである。給付固定の場合にも、同様のことが生ずる。

人口成長が継続する場合には、これ以上のことが可能となる。例えば、人口が成長率 n で増加するものとしよう。この場合、子世代人口はつねに親世代人口の $(1+n)$ 倍なので、第2世代以降のすべての人が、 t の保険料負担によって $(1+n)t$ の年金を受けることができる。したがって、生涯の可処分所得は、年金のない場合に比べて nt だけ増加することになる。人口成長が続くかぎり、どの世代もこうした恩恵を受け、その負担を負う世代はない。

これは、ネズミ講のメカニズムと本質的に同じものである。ネズミ講の場合には、加入者を無限に増やすことができないので、どこかで破綻する。しかし、公的年金は全国民を強制的に加入させているため、こうした事態には陥らない。したがって、人口が一定率で増え続けるかぎり、これは決して不健全なメカニズムとはいえない。

<資本蓄積への影響>

以上みたように、賦課方式の年金がもたらす世代間移転は、“無から有を生み出す”もののようと思われる。しかし、この議論は、年金制度を通ずる直接的な負担のみを問題としており、それが経済活動に与える影響を無視している。とくに問題となるのは、公債の項で述べた資本蓄積への影響である。この側面を考慮すると、結論は大きくかわる。

すでに述べたように、賦課方式の年金がもたらす世代間移転は、公債によるものと全く同じである。したがって、IIで述べた理由により、資本蓄積に影響がおよぶ。

まず、人口が一定である場合を考えよう。第3時点において水準が t の年金が導入されたとすると、すでにみたように、制度発足時に老齢期にある世代（第2世代）の生涯可処分所得は、 t だけ増加する。したがって、IIで述べたように、この世代の消費は、若年期（第2時点）に ct だけ増加し、老年期（第3時点）に $(1-c)t$ だけ増加する⁷⁾。

したがって、資本ストックは第2時点に ct だけ減少し、さらに第3時点に $(1-c)t$ だけ減少し、結局 t だけ減少する⁹⁾。資本ストックが減少すれば、後の時点における生産額が減少する。したがって、後世代は、生産活動から得られる所得が減少するという意味において、負担を負うことになる⁹⁾。

人口が一定率で成長する場合には、上でみたように、すべての世代の生涯可処分所得が増加する。したがって、すべての世代の消費が増加することとなり、資本ストックへの影響は、上で述べた効果にこの効果が加わったものとなる¹⁰⁾。

Feldstein (1974) は、以上で述べたような観点から、アメリカの年金制度が資本蓄積に与える影響の実証分析を行い、年金制度による資本蓄積の減少がアメリカ経済の生産性低下の大きな原因であると論じた。この分析は大きな論議を呼び、論争は現在にいたるまで続いている。

IV 税制改革による世代間の移転

税制改革によっても、これまでみたのと同じ現象が生ずる。それは、税の種類によって税負担の年齢分布が異なるからである。例えば、労働所得に対する課税は若者に比較的重い負担を課すのに対し、消費に対する間接税は、各年代にほぼ均一の負担を課すであろう¹¹⁾。したがって、税構造を変更すると、その直後の世代は、他の世代とは異なる負担を負うこととなるのである。

簡単化のため、労働所得税は若年者のみに課され、消費税は若年者と老年者に等しい負担を課すものとしよう。また、税収は1人あたり t であり、当初はこのすべてが労働所得税によって賄われていたものとしよう。

ここで、第3時点において労働所得税を2単位減税し、その財源として消費税を増税する場合を考えよう。消費税は若年者と老年者で1単位ずつ負担されるので、若年者と老年者の税負担は、改革前は t と 0 であり、改革後は $t-1$ と 1 となる(表4参照)。改革後も、生涯を通じて t の負担を負うことに変わりはない。

しかし、年金改革の場合と同様、改革時点の世

表4 税制改革と負担の世代間格差
(労働所得税と消費課税の代
替が行われた場合)

世 代	若年期負担	老年期負担	総負担
1	t	0	t
2	t	1	$t+1$
3	$t-1$	1	t
4	$t-1$	1	t
5	$t-1$	0	$t-1$
6	t	0	t

代は、他世代とは異なる影響を受ける。いまの場合、第2世代は、他世代より1だけ多くの負担を負う。なぜなら、若年期に労働所得税体系の下で t の税を負担し、老年期にも1の消費税を負担するからである。なお、第6時点で逆の改革が行われれば、第5世代の負担は他世代より1単位だけ少なくなる。

したがって、税制改革によっても世代間の移転が引き起こされるわけである。これは、これまで公債や年金に関して見たのと全く同じものであり、したがって、資本蓄積への影響を通じて、経済活動へ影響を与えうることになる。具体的には、労働所得税体系から消費税の体系に移行すれば、資本蓄積が増加することとなる¹²⁾。

従来、公債や公的年金が、世代間移転や資本蓄積への影響の問題を含むことは意識されていた。しかし、税制改革にも同様の問題があることは、あまり注目されていなかった。この点を考慮すると、政策決定にあたっても、年金、公債、税制のすべてを総合的に捉える必要があることが分かる。例えば、今後の税制として所得税と消費課税のいずれを中心とするかは、公的年金給付が将来増加してゆくことと無関係には判断できない。

V 予期されない制度改革や 遺産による調整の可能性

<意図せざる遺産による調整>

これまでの議論では、世代間移転によってある世代の生涯可処分所得が変化した場合、その世代の消費は変化すると考えた。これは、世代間移転(あるいは、それを引き起こす制度改革や人口構

造の変化)が、各世代の生涯の最初の時点において、あらかじめ正確に知られていると仮定したからである。しかし、現実には、この仮定があてはまらない場合が多い。例えば、わが国では1970年代前半に社会保障制度の大きな改革が行われたが、これによって年金給付増額の恩恵を受けた世代が、そのことを制度改革以前の時点において、あらかじめ知っていたわけではない。年金の引き上げは予期せざるものであり、それが彼らの若年期の消費を増加させる効果はもたなかったはずである。

では、生涯の途中時点で予期せざる可処分所得の変化が生じた場合、人々は、どのように行動するであろうか。原理的には、つぎの2つが極端なケースとして考えられる。第1は、生涯の最初にたたき消費計画をそのまま遂行することである。この場合には、可処分所得の変化分だけ貯蓄が変化し、さらに、同額だけ遺産が変化する(変化した分の遺産は、あらかじめ意図したものではないため、“意図せざる遺産”とよばれる)。第2のケースは、可処分所得の変化分だけ消費を変化させることである。この場合は、貯蓄や遺産は変化しない。

さて、第1のケースでは、財政制度による世代間の移転は、遺産によって相殺されるのである。これを具体的にみるため、Ⅲの最初に述べた例(第3時点——第2世代が老年期にあり、第3世代が若年期にある時点——において、 t の規模の年金制度が導入され、第6時点で、これが廃止される場合)を再び取り上げよう。そして、年金制度の導入は予期せざるものであり、第2世代は、老年期における可処分所得の増(t)を貯蓄増にあてたものとする。増加した貯蓄は、遺産の形で子の世代(第3世代)に引き渡される。第3世代は年金によって可処分所得が変化しないので、増加した遺産を次の世代に引き渡す。この世代も同じ理由で遺産を次世代に引き渡し、かくして、増加した遺産は、年金によって可処分所得が減少する世代(第5世代)の手に渡る。こうしたメカニズムが働けば、結局のところ、年金によって引き起こされた世代間移転は完全に相殺されてしまうことになる。

<意図した遺産による調整>

上でみたのは、制度改革が予見されない場合、“意図せざる遺産”によって財政による移転が相殺されるという可能性である。これとは対照的に、すべての制度改革が完全に予見され、かつ人々が遺産動機をもつ場合にも、結果的に同様のことが生ずる。

いま、人々は、後世代をおもんばかって一定の遺産をのこすものとしよう。これまでみたような政府の施策によって世代間の移転が引き起こされると、実質的な遺産は変化し、後世代の厚生が変化してしまう。したがって、人々はこれを相殺するように私的な遺産を調整するであろう。

例えば、Ⅱでみた公債の例において、第2世代は増加した可処分所得を消費増にあてずに、私的遺産を t だけ増加させるであろう。第3世代は、可処分所得が変化していないので、増加した遺産を第4世代に引き渡す。この世代も同じ理由で遺産を次世代に引き渡し、かくして、増加した遺産は、可処分所得が減少する世代(第5世代)の手に渡る。

こうしたメカニズムが働けば、結局のところ、公債発行によって引き起こされた世代間移転は、相殺されてしまうことになる。また、第2世代は、消費を公債発行のない場合と同一レベルに維持しているから、資本蓄積も変化しない。

これは、Barro (1974) によって提起された理論であるが、これが財政政策の評価に関してもつ意味はきわめて大きい。仮にこの理論が正しければ、年金制度が意図している移転はもともと意味がないということになろう。また、マクロ経済的なインプリケーションも大きい。なぜなら、この理論によれば、税と公債とは経済効果が全く変わらないので、財政赤字に配慮する必要はないことになるからである。

もちろん、こうしたメカニズムが実際に働いているかどうかは、アプリオリには分からず、実証分析で確かめなければならない。そして、これも最近にいたるまで決着のついていない問題である。ここでそれらについて詳しく述べる余裕はないが、重要な点は、“財政制度による表面上の移転のみ

をみても、世代間移転の全体像は把握できない”ということである。財政制度がもたらす世代間移転の全体像は、人々の消費—貯蓄行動がいかにか影響されるかに依存しているのである。

注

1) 厳密にいうと、この仮定には問題がある。後にみるように、われわれのモデルでは、資本ストックが生産活動において重要な役割を果たすとしているが、これは資本が一定の収益をもたらすこと、つまり利率が正であることを意味するからである。しかし、利率を明示的に考慮すると、モデルはやや複雑になる。本稿の目的は、世代間移転やその経済的影響のメカニズムを明らかにすることにあるので、この点に関する厳密性は追求しないこととした。なお、注2, 5などを参照。

2) 利率が r の場合には、つぎのようになる。

まず、財政支出がすべて税で賄われる場合には、若年期と老年期の予算制約式は、それぞれ、 $w' = Cy + S'$, $(1+r)S' = Co$ となる。ここで、 $w' = w - t$ であり、 S' は、貯蓄 (= 資本ストック) を表わす。これを解くと、 $Cy = cw'$, $S' = (1-c)w'$, $Co = (1+r)(1-c)w'$ であり、したがって、 $Cy + Co + t = w + rS'$ となる。この式の左辺は支出を、右辺は所得 = 生産量を示すから、この場合にも、経済全体の支出は生産に等しくなっている。

3) 定常状態 (表1の第1, 6, 7世代) では、 $Cy = cw$ なので、 $S = (1-c)(w-t)$ である。これが表1の K となっている。

第2世代では、 $Cy = cw$ なので、 $S = (1-c)w$ である。このうち t は公債の保有にあてられるので、資本ストックの保有は、 $(1-c)(w-t) - ct$ となる。つまり、定常状態に比べて貯蓄は $(1-c)t$ だけ増加するものの、公債が t だけ増えるので、資本ストックが ct だけクラウドアウトされるわけである。なお、ここで算出した資本ストックの値は、当然のことながら、表1の第2時点の資本ストックと等しい。

第3, 4世代では、 $S = (1-c)(w-t)$ であり、このうち t が公債の保有にあてられるので、資本ストックの保有は、 $(1-c)(w-t) - t$ となる。これは、表1の第3, 4時点の資本ストックに等しい。このように、クラウドディングアウトが完全に生ずるには、公債発行後、一定のタイムラグがある。

第5世代では、 $S = (1-c)(w-2t)$ であり、このすべてが資本ストックとして保有される。これを $(1-c)(w-t) - (1-c)t$ と書きかえれば、表1の第5時点の資本ストックに等しいことが分かる。

4) 日本の公的年金制度は、1970年代の前半に大きな改革が行われ、年金水準が飛躍的に引き上げられた。これは、ここで例示した状況に対応する。もちろん、日本の公的年金は完全な賦課方式ではないので、この数値例ほど明確に移転が生じたわけではない。しかし、その時点の受給者が、若年期に低水準の保険

料しか支払わず、年金受給時において改善された制度の恩恵を受けたことは間違いない。現時点における受給者についても、同様のことがいえる。

5) 日本では、1940年から1955年頃までに生まれた世代が、表3の第3～第5世代 (広義の団塊世代) に該当する (20～24歳人口をみると、1965～75年の期間がピークで、900万人をこえている。これに対し、1945年では700万人台であり、最近時点でも同程度である)。

本文で述べたように、保険料固定方式の場合には、団塊世代の前の世代が他世代より高い給付を受けるはずであり、給付固定方式の場合には、団塊世代の最初の世代が他世代に比べて低水準の負担にあるはずである。現実には、団塊世代の最初の世代の保険料が他世代より顕著に低いということはないので、前者に近いとみることができよう。そうであれば、ここでも、現在の受給者や退職間近の世代が利益を受けていることになる。

6) 注4でみた移転は、年金水準が維持されるかぎり、いかなる世代の負担にもならないが、注5でみた移転については、後世代が後始末のための負担を負う。

このことを実際に確かめるには、各世代の代表的個人につき、過去、現在および将来の年金制度の諸計数を用いて、生涯を通じての保険料負担と給付を (現在価値ベースで) 計算すればよい。この結果は、将来の保険料水準などさまざまな要因に依存するが、これらについて標準的な仮定を置いて試算すると、現在の受給者はネットの給付が2,000万円程度ときわめて巨額なものとなるのに対し、現在幼児である世代ではネットの給付が負になる、との結果が得られる。

7) 第2世代が若年期の消費を増大させるのは第2時点であるが、これは年金が実際に導入される以前の時点である。このように制度改革以前に経済効果が表われるのは、制度改革 (そしてそれによる生涯可処分所得の変化) があらかじめ知られていると仮定されているからである。しかし、この仮定は、非現実的とみなされるかもしれない。この問題は、Vで議論される。

8) 年金発足時に老年期にある世代以外の世代については、生涯可処分所得は年金によって影響を受けない。したがって、消費も不変にとどまる。ところで、若年期の可処分所得は年金保険料分 (t) だけ減少する。したがって、年金がない場合に比べると、若年期の貯蓄は、 t だけ減少する。これが年金導入時に生じた資本ストックの減少に見合っていることになる (われわれのモデルでは、若年期の貯蓄と資本ストックとが等しいことに注意)。

個人の立場からみれば、年金は老後に備えての貯蓄と同じものであるから、前者が増えれば後者が減少するわけである。つまり、強制貯蓄 (年金) と任意貯蓄 (私的貯蓄) との代替が生ずることになる。

こうした代替は、積み立て方式の場合にも生ずるが、保険料は政府貯蓄として積み立てられているか

ら、経済全体の資本ストックは、年金のない場合に比べて変わらない。賦課方式の場合には、積立金が存在しないので、私的貯蓄の減少分だけ社会全体の資本ストックが減少する。

- 9) 利子率が正の場合を考えれば、後世代の所得減少の割引現在値は、ちょうど資本ストックの減少額に等しい。つまり、結局のところ、年金制度は“無から有を生み出す”ことはできないわけである。
- 10) 人口成長率を n とし、1人あたり保険料を T としよう。次世代人口は当世代人口の $(1+n)$ 倍なので、 T の保険料により $(1+n)T$ の給付を受けることができる。したがって、生涯可処分所得は nT だけ増加する。したがって、生涯を通ずる消費は nT だけ増加することとなり、本文中で見たように、これが資本ストックを nT だけ減少させる。さて、直前の世代によりもたらされた資本ストック減を現時点の1人あたりで見ると、 $nT/(1+n)$ である。先行するすべての世代についての和をとると、 T となる。これが、この場合の代替効果（保険料の支払い分だけ私的貯蓄が減少する効果。注8参照）である。
- 他方、現世代の若年期の消費は、可処分所得の増加に伴い、 cnT だけ増加する。したがって、1人あたりの資本ストックは、 $T+cnT$ だけ減少することになる。
- 11) 本稿では利子を考えていないため、利子課税を考えることができないが、これを考慮すれば、利子所得に対する課税は老年者に重くかかる税と位置づけられる。

- 12) 注10で述べたように、利子所得税は老年者に重くかかる税であるから、労働所得税から利子課税への転換は、消費課税への場合より強い資本蓄積促進効果をもつ。

なお、この結論は常識に反すると考えられるかもしれない。通常考えられているのは、利子課税が税引き後利子率を変化させる、これが人々の貯蓄行動を変化させることを通ずる効果である。こうした可能性は、ここでは考慮されていない。

参考文献

- Auerbach, A. J. and Kotlikoff, L. J., "National Savings, Economic Welfare, and the Structure of Taxation," in Feldstein, M. ed., *Behavioral Simulation Methods in Tax Policy Analysis*, Chicago and London, The University of Chicago Press, 1983.
- Barro, R., "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy*, Nov./Dec. 1974.
- Feldstein, M., "Social Security, Induced Retirement and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Sept./Oct. 1974.
- Modigliani, F., "Long-run Implications of Alternative Fiscal Policies and the Burden of the National Debt," *Economic Journal*, 1961.

(のぐち・ゆきお 一橋大学教授)